

### 3 資産管理事務

#### (1) 公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
港警察署	<p>港警察署に平成27年1月14日に監査を行い、弁天町駅前交番を現地調査したところ、交番であることを示す看板及び車庫から車両が出る際に歩行者の状況を確認する鏡が歩道の上空に出ているにもかかわらず、大阪市の道路占用許可を受けていなかった。</p> <p>なお、看板については平成27年1月26日、府有地内に収まるよう移設され、鏡については撤去されている。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 署においては、現地確認を徹底し、公有財産管理に係る事務処理を適正に行われたい。</p> <p><b>【道路法】（抜粋）</b> （道路の占用の許可） 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p><b>【道路法施行令】（抜粋）</b> （道路の占用の許可） 第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。 (1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ</p> <p><b>【大阪市道路占用規則】（抜粋）</b> （占用許可の申請） 第2条 法第32条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の様式による道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>弁天町駅前交番を含む管内の全交番につき現地確認を実施し、現時点で他に同様の案件がないことを確認した。</p> <p>また、署員に対して公有財産管理に係る教養を実施し、適正な財産管理について周知徹底した。</p>